

岡山大学医学部共同実験室
学外者利用について

令和7年4月

岡山大学医学部共同実験室設置機器・設備の学外者利用について

1. 目的

岡山大学医学部共同実験室が保有する分析機器等の有効利用を図り，開かれた大学として地域貢献し，もって収入確保を目指す。

獲得した資金は，岡山大学医学部共同実験室の設備充実・機器更新，保守費用等に充当する。

2. 学外者の定義

他の大学，研究機関等の職員及びその他医学部共同実験室長が特に認めた者とする。

3. 学外者の使用について

資料1のとおり

4. 使用料金

[別途,学外料金一覧参照](#)

5. 支払について

使用后，岡山大学からの請求により，現金払い又は銀行振込により支払う。

岡山大学医学部共同実験室の機器・設備の学外者使用に関する要領

第 1 条 この要領は、外部の研究者等（以下「学外者」という。）に、岡山大学医学部共同実験室（以下「共同実験室」という。）の機器・設備（以下「機器等」という。）を開放し、機器等の有効活用を図ることを目的とする。

第 2 条 学外者は、機器等の使用を希望する場合、事前に別紙「岡山大学医学部共同実験室学外者使用申請書」を共同実験室長（以下「室長」という。）に提出しなければならない。

第 3 条 室長は、前条の申請内容を適当と認めた場合、機器等の使用を許可する。

2 室長は、前項の権限を共同実験室各分室長に委任するものとする。

第 4 条 室長は、本学の教育研究に支障のない範囲において、使用者に機器等を使用させるものとする。

第 5 条 機器等の使用時間は、原則として月～金曜日（祝日を除く）8時30分から17時00分までとする。

第 6 条 使用者は、共同実験室専任職員（以下「専任職員」という。）から機器等の使用説明及び指導を受けた後、原則として自ら機器等を運転・操作するものとする。

第 7 条 使用者は、善良な管理者としての注意義務をもって、機器等を使用しなければならない。

第 8 条 使用者は、機器等の使用要領及び専任職員の指示に従わなければならない。

第 9 条 使用者は、機器等の設置された実験室等の清潔を保たなければならない。

2 使用者は、機器等使用後は、速やかに整理整頓を行い、備え付けの使用ノートに必要事項を記入し、専任職員に使用終了の連絡をしなければならない。

第 10 条 使用者は、病原性その他危険なもの又は化学物質を使用する場合、事前に専任職員の許可を得なければならない。

2 前項の場合、使用者は、機器等使用後の消毒など、万全の措置を講じなければならない。

第 11 条 使用者は、機器等使用中の事故について、その責めを負うものとする。ただし、共同実験室の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

第 12 条 使用者の過失により機器等が故障した場合、使用者は修理費用を負担しなければならない。

第 13 条 使用者は、機器等の使用にあたり、別に定める使用料及び消耗品費等を負担しなければならない。

第 14 条 機器等の使用料金は、銀行振込又は現金による後払いとする。

第 15 条 使用者は、この要領に違反し又は機器等の使用にあたり他人に迷惑を及ぼしてはならない。

2 室長は、前項の行為を確認した場合、使用者に機器等の使用禁止を命じることができる。

第 16 条 使用者は、機器等を使用して得た成果に関する論文等を、可能な限り共同実験室に提出するものとする。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から実施する。

岡山大学医学部共同実験室 学外者使用申請書

NO. _____

岡山大学医学部共同実験室長 殿

下記のとおり使用したいので許可願います。 なお、使用に際しては別途要領に従います。

申請区分	新規・更新	申請年月日	令和 年 月 日
所属機関		使用責任者	所属・職名 氏名 印
使用者氏名	(計 人)	連絡先	メールアドレス: TEL: () -
使用機器・設備名	共同実験室 全機器・設備 (学外対象) (使用予定の機器名を記入してください。)		
使用期間 (年度毎に更新)	令和 年 月 日 から 令和 年 3 月 31 日 まで		
使用目的	(具体的に記入してください)		

支払方法	銀行振込 ・ 現金都度払い (左記のいずれかを○で囲んでください)
フリガナ	
請求書・領収書宛名 (全角 22 字以内)	
請求書・領収書 送付先	住所: 〒 機関名・氏名:

* 銀行振込みの場合は、納入期限 (請求書発行日の翌月末日) を厳守してください。遅延した場合、延滞金が発生する場合があります。

共同実験室
分室長承認欄

* 申請書提出先 〒700-8558 岡山市北区鹿田町 2-5-1 岡山大学医学部 共同実験室

申請者は以下記入不要です

岡山大学医学部共同実験室 学外者使用許可書

NO. _____

殿

・使用機器・設備名 共同実験室 機器・設備 (学外対象)

・使用期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 3 月 31 日

上記の申請内容にて、使用を許可いたします。

令和 年 月 日

なお、期限までにお支払いいただけない場合、延滞金をいただく場合があります。

岡山大学医学部共同実験室

学外者利用について

<https://www.okayama-u.ac.jp/user/crl/gakugai/gakugairiyou.html>

料金一覧

<https://www.okayama-u.ac.jp/user/crl/gakugai/gakugairyoukin.pdf>

アクセス

<https://www.okayama-u.ac.jp/user/crl/main/access.html>

岡山大学医学部共同実験室

〒700-8558 岡山市北区鹿田町 2-5-1

TEL 086(235)7472

FAX 086(235)7483

<https://www.okayama-u.ac.jp/user/crl/>